

●香川県告示第352号

昭和54年香川県告示第263号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成26年10月1日から施行する。

平成26年9月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>2 指定代理金融機関</p> <p>(1) 名称並びに取り扱う収納及び支払の事務</p> <p>ア 株式会社 香川銀行</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) <u>母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の支払の事務</u></p> <p>イ 香川県信用農業協同組合連合会</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) <u>母子福祉資金、父子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の支払の事務</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>2 指定代理金融機関</p> <p>(1) 名称並びに取り扱う収納及び支払の事務</p> <p>ア 株式会社 香川銀行</p> <p>(ア)・(イ) 略</p> <p>(ウ) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の支払の事務</p> <p>イ 香川県信用農業協同組合連合会</p> <p>(ア) 略</p> <p>(イ) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付金の支払の事務</p> <p>(2) 略</p>